

3 救援、救護、避難

3-1 災害救助法施行規則

○災害救助法施行細則

昭和34年12月15日規則第90号

改正

昭和38年5月7日規則第31号
昭和38年12月31日規則第113号
昭和40年9月10日規則第82号
昭和56年3月31日規則第51号
平成11年3月30日規則第25号
平成12年3月31日規則第114号
平成18年11月21日規則第111号
平成26年2月25日規則第8号
令和6年9月10日規則第64号
令和8年3月31日規則第29号

災害救助法施行細則をここに公布する。

災害救助法施行細則

第1条及び第2条 削除

第3条 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間は、別に定める。

第4条 災害救助法施行規則（昭和22年総理庁令 厚生省令 内務省令 大蔵省令 運輸省令第1号。以下「規則」という。）第1条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 公用令書 第1号様式～第1号様式の4
- (2) 公用変更令書 第2号様式
- (3) 公用取消令書 第3号様式

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、強制物件台帳（第4号様式）に登録しなければならない。

3 第1項第2号又は第3号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録し、公用変更令書にあつてはあわせて変更事項を記録しなければならない。

第5条 前条第1項の公用令書、公用変更令書又は公用取消令書の交付を受けた者は、その令書に添付してある受領書に受領年月日を記入し、署名及び押印して直ちにこれを返さなければならない。

第6条 当該職員が規則第2条第3項の規定により、受領調書（第5号様式）を作成する場合はその物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者（以下「占有者」という。）を立ち合わせなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合においては、この限りでない。

第7条 規則第3条の規定による損失補償請求書は、第6号様式による。

2 損失補償請求書の提出があつたとき、及びこれに基き損失の補償を行つたときは、所要の事項を

強制物件台帳に記録しなければならない。

第8条 規則第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 公用令書 第7号様式
- (2) 公用取消令書 第8号様式

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳(第9号様式)に登録しなければならない。

3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録して、これを斜線でまつ消しなければならない。

第9条 第5条の規定は、前条第1項の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者について準用する。

第10条 規則第4条第2項の規定による届出は、次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書
- (2) 天災その他さけられない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官又はその他適当な官公吏の証明書

第11条 災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「法」という。)第7条第5項及び第8条第4項の規定による実費の弁償については、別に定める。

第12条 規則第5条の規定による実費弁償請求書は、第10号様式による。

第13条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の規定により、当該職員が立入検査に当たって携帯しなければならない証票は、第11号様式による。

第14条 規則第6条の規定による扶助金支給申請書は、第12号様式による。

2 前項による扶助金支給申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金にかかる申請書には、次の区別にしたが、必要の書類を添付しなければならない。

- (1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類
- (2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

3 救助に関する業務に協力する者が、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において規則第6条の規定に基づき、扶助金を受けようとするときは、同条及び前項各号に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事の証明書を添付しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 災害救助法施行細則(昭和23年神奈川県規則第1号)は、廃止する。

附 則(昭和38年5月7日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和38年12月31日規則第113号）

- 1 この規則は、昭和39年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の規則（以下「改正前の規則」という。）に定める様式に基づいて調整した用紙は、当該用紙が残存する間、なお、従前の例により使用することができる。
- 3 改正前の規則の規定による証票等でこの規則施行の際現に効力を有するものは、この規則による改正後の規則による証票等とみなす。

附 則（昭和40年9月10日規則第82号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年3月31日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月30日規則第25号）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。
- 3 この規則による改正前の各規則の規定による証票等でこの規則施行の際現に効力を有するものは、この規則による改正後の各規則による証票等とみなす。

附 則（平成12年3月31日規則第114号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年11月21日規則第111号抄）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月25日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年9月10日規則第64号）

この規則は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第7号様式（裏）の改正規定（「第31条」を「第32条」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年3月31日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

災害救助法施行細則による救助の程度等

昭和40年9月10日告示第561号
改正 令和8年3月31日告示第207号

災害救助法施行細則（昭和34年神奈川県規則第90号）第3条の規定による救助の程度、方法及び期間並びに第11条の規定による実費弁償の程度を次のように定め、昭和40年8月1日から適用する。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間（昭和33年神奈川県告示第558号）及び災害救助法による実費弁償の限度（昭和33年神奈川県告示第559号）は、廃止する。

1 救助の程度、方法及び期間

救助の程度、方法及び期間は、次のとおりとする。

(1) 避難所及び応急仮設住宅の供与

ア 避難所

- (ア) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。
- (イ) 避難所は、学校、公民館等既存の建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に移動可能な施設、車両等を設置し、又はその他の適切な方法により実施するものとする。
- (ウ) 避難所の設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金、光熱水費等）とし、1人1日当たり360円以内とする。
- (エ) 法第2条第2項に基づき、福祉避難所（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させるものであつて、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合する避難所をいう。以下同じ。）を設置した場合は、(ウ)の金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができるものとする。
- (オ) 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができるものとする。
- (カ) 法第4条第1項第1号の避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とし、同条第2項の避難所を開設する期間は、法第2条第2項の規定による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、同項の規定による救助を終了する旨を公示した日）までの期間とする。

イ 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するものであつて(ア)に掲げる要件を満たすもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するものであつて(イ)に掲げる要件を満たすもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

(ア) 建設型応急住宅

- a 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。
- b 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、附

帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、708万9,000円以内とすること。

- c 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。
- d 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できること。
- e 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置すること。
- f 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとすること。
- g 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること。

(イ) 賃貸型応急住宅

- a 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(ア) bに定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。
- b 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならないこと。
- c 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、(ア) fと同様の期間とすること。

(2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ア 炊き出しその他による食品の給与

- (ア) 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行う。
- (イ) 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物により行う。
- (ウ) 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,390円以内とする。
- (エ) 炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

イ 飲料水の供給

- (ア) 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。
- (イ) 飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。
- (ウ) 飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

ア 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

イ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行う。

- (ア) 被服、寝具及び身の回り品
- (イ) 日用品
- (ウ) 炊事用具及び食器
- (エ) 光熱材料

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額以内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもつて

決定する。

(ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	世帯区分					世帯員が6人以上の世帯
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	
夏季（4月から9月までの期間をいう。以下同じ。）	20,300円	26,100円	38,700円	46,200円	58,500円	58,500円に5人を超える世帯員1人につき8,500円を加算した額
冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）	33,700円	43,500円	60,600円	70,900円	89,300円	89,300円に5人を超える世帯員1人につき12,300円を加算した額

(イ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	世帯区分					世帯員が6人以上の世帯
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	
夏季	6,700円	8,900円	13,400円	16,300円	20,500円	20,500円に5人を超える世帯員1人につき2,900円を加算した額
冬季	10,700円	14,000円	19,900円	23,600円	29,800円	29,800円に5人を超える世帯員1人につき3,900円を加算した額

エ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(4) 医療及び助産

ア 医療

(ア) 医療は、災害のため医療の方途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。

(イ) 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下これらを「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

(ウ) 医療は、次の範囲内において行う。

- a 診察
- b 薬剤又は治療材料の支給
- c 処置、手術その他の治療及び施術
- d 病院又は診療所への収容
- e 看護

(エ) 医療のため支出する費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

(オ) 医療を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

イ 助産

(ア) 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の方途を失った者に対して行う。

(イ) 助産は、次の範囲内において行う。

- a 分べんの介助
 - b 分べん前及び分べん後の処置
 - c 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- (ウ) 助産のため支出する費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とする。
- (エ) 助産を実施する期間は、分べんした日から7日以内とする。
- (5) 被災者の救出
- ア 被災者の救出は、災害のため、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。
 - イ 被災者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
 - ウ 被災者の救出を実施する期間は、災害発生の日から3日以内とする。
- (6) 福祉サービスの提供
- ア 福祉サービスの提供は、災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者（以下「災害時要配慮者」という。）に対して、応急的に処置するものとする。
 - イ 福祉サービスの提供は、知事若しくは法第2条の2に規定する救助実施市の長又は法第11条に規定する災害発生市町村等の長からの要請を受けて行うものとする。
 - ウ 福祉サービスの提供は、次の範囲内において行うものとする。
 - (ア) 災害時要配慮者に関する情報の把握
 - (イ) 災害時要配慮者からの相談対応
 - (ウ) 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援
 - (エ) 災害時要配慮者の避難所への誘導
 - (オ) 福祉避難所の設置（法第2条第2項に基づき設置する場合を除く。）
 - エ 福祉サービスの提供のため支出する費用は、ウの(ア)から(エ)までの場合は消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費とし、ウの(オ)の場合は消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とする。
 - オ 福祉サービスの提供を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。
- (7) 被災した住宅の応急修理
- ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理
 - (ア) 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものであること。
 - (イ) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、当該緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり5万3,900円以内とすること。
 - (ウ) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了すること。
 - イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理
 - (ア) 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
 - (イ) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とすること。
 - a bに掲げる世帯以外の世帯 73万9,000円
 - b 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 35万8,000円
 - (ウ) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から3月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1

項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6月以内)に完了すること。

(8) 学用品の給与

ア 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

イ 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。

- (ア) 教科書
- (イ) 文房具
- (ウ) 通学用品

ウ 学用品の給与のため支出する費用は、次の額以内とする。

(ア) 教科書代

a 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、神奈川県教育委員会又は市町村の教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

b 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(イ) 文房具及び通学用品費

小学校児童1人当たり 5,500円

中学校生徒1人当たり 5,800円

高等学校等生徒1人当たり 6,300円

エ 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了するものとする。

(9) 埋葬

ア 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的な処理程度のものを行う。

イ 埋葬は、次の範囲内において、原則として棺又は棺材の現物をもって行う。

- (ア) 棺（附属品を含む。）
- (イ) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
- (ウ) 骨つぼ及び骨箱

ウ 埋葬のため支出する費用は、1体当たり大人23万2,200円以内、小人18万5,700円以内とする。

エ 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(10) 死体の捜索

ア 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。

イ 死体の捜索のため支出する費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 死体の捜索は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(11) 死体の処理

ア 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。

イ 死体の処理は、次の範囲内において行う。

- (ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- (イ) 死体の一時保存
- (ウ) 検案

ウ 検案は、原則として救護班によつて行う。

エ 死体の処理のため支出する費用は、次に掲げるところによる。

(ア) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,700円以内とする。

(イ) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は当該施設の借上げに要する通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,900円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算できる。

(ウ) 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

オ 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(12) 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

ア 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。

イ 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行つた1世帯当たりの平均が14万3,900円以内とする。

ウ 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(13) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用

ア 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出する範囲は、次に掲げる範囲とする。

(ア) 被災者（法第4条第2項の救助にあつては、避難者）の避難に係る支援

(イ) 医療及び助産

(ウ) 被災者の救出

(エ) 福祉サービスの提供

(オ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(カ) 死体の搜索

(キ) 死体の処理

(ク) 救済用物資の整理配分

イ 救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

ウ 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用をする期間は、当該救助を実施する期間内とする。

2 実費弁償

実費弁償は、次のとおりとする。

(1) 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）第4条第1号から第5号までに規定する者

ア 日当

(ア) 医師及び歯科医師1人1日当たり 2万2,500円以内

(イ) 薬剤師1人1日当たり 1万7,300円以内

(ウ) 栄養士及び准看護師1人1日当たり 1万4,900円以内

(エ) 管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、及び言語聴覚士1人1日当たり 1万6,200円以内

(オ) 保健師及び看護師1人1日当たり 1万7,800円以内

(カ) 助産師1人1日当たり 1万8,300円以内

(キ) 救急救命士1人1日当たり 1万6,400円以内

(ク) 歯科衛生士及び歯科技工士1人1日当たり 1万5,300円以内

(ケ) 保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援に従事する者として災害救助法施行規則（昭和22年経理庁令 厚生省令 内務省令 大蔵省令 運輸省令第1号）第4条の2に規定する者1人1日当たり 1万6,200円以内

- (コ) 土木技術者及び建築技術者 1 人 1 日当たり 1 万5,800円以内
- (サ) 大工 1 人 1 日当たり 3 万100円以内
- (シ) 左官 1 人 1 日当たり 3 万1,800円以内
- (ス) とび職 1 人 1 日当たり 3 万2,700円以内

イ 時間外勤務手当

職種ごとに、アの(ア)から(ス)までに定める日当額を基礎とし、かつ、常勤の県職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

ウ 旅費

常勤の県職員の旅費の額に相当する額以内とする。

(2) 政令第4条第6号から第11号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内

3 災害救助事務

法第18条第1項の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は、次のとおりとする。

(1) 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。

ア 時間外勤務手当

イ 賃金職員等雇上費

ウ 旅費

エ 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕費をいう。）

オ 使用料及び賃借料

カ 通信運搬費

キ 委託費

(2) 各年度において、(1)の救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る(1)アからキまでに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のアからキまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからキまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。

ア 3,000万円以下の部分の金額については、100分の10

イ 3,000万円を超え6,000万円以下の部分の金額については、100分の9

ウ 6,000万円を超え1億円以下の部分の金額については、100分の8

エ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については、100分の7

オ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については、100分の6

カ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については、100分の5

キ 5億円を超える部分の金額については、100分の4

(3) (2)の「救助事務費以外の費用の額」とは、1に規定する救助の実施のために支出した費用及び2に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項において準用する法第5条第3項に規定する損失補償に要した費用の額、政令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。

3-3 被災者生活再建支援金の概要

1 適用の要件

(1) 対象となる自然災害

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ウ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- オ ア～ウの区域に隣接する市町村で、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害及び2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害

(2) 対象となる世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

2 支給額

次の(1)及び(2)の支援金の額の合計額になります。

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (1(2)アに該当)	解体 (1(2)イに該当)	長期避難 (1(2)ウに該当)	大規模半壊 (1(2)エに該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の 再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

3 支給金の支給申請

(1) 申請窓口

市町村

(2) 申請時の添付書類

ア 基礎支援金：罹災証明書、住民票（申請書にマイナンバーの記載があれば、添付不要）、預金通帳の写し等

イ 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等

※被害の程度により、上記以外の書類が必要となる場合があります。

(3) 申請期間

ア 基礎支援金：災害発生日から13月以内

イ 加算支援金：災害発生日から37月以内

3-4 災害見舞金支給額

(1) 災害弔慰金及び災害傷害・障害見舞金

死亡者又は 負傷者	弔慰金		傷害見舞金	障害見舞金
	小災害	大規模災害	小災害	大規模災害
生計中心者	75万円	500万円	5万円	250万円
その他	50万円	250万円		125万円

(2) 災害損害見舞金

種 別	区 分	金 額	
		1人世帯	2人以上世帯
全焼、全壊	住 家	50,000円	80,000円
	住家以外の建物	30,000円	
半焼、半壊	住 家	30,000円	50,000円
	住家以外の建物	20,000円	
消火損害、床上浸水、 土砂等のたい積	住 家	20,000円	30,000円
	住家以外の建物	20,000円	

※被災者生活再建支援制度による支給を受けた場合は、災害損害見舞金は支給されません。